

# 行政視察等報告書

平成29年3月31日

境港市議会  
議長 岡空 研二 様

会派名 日本共産党境港市議団  
代表者 定岡 敏行 

下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

記

1 観察等期間	平成29年2月13日（月）～平成29年2月14日（火）
2 観察等先 及び内容	<p>（研修内容） NPO法人 多摩住民自治研究所 主催 第27回議員の学校 2017年度予算と直面する政策課題－介護・保育・教育－ （研修日時）平成29年2月13日（月）～14日（火） （研修場所）たましんRISURUホール 東京都立川市錦町3-3-20</p>
3 観察等議員	安田 共子
4 総 経 費	合計（1名）81,600円 （一人当たり81,600円） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

内 容： 2017年度予算と直面する政策課題－介護・保育・教育－

報告者： 安田 共子

所 見：研修全体を通して、予算編成、介護、教育、貧困、子どもの現状について、各講師によって分析検証された。自分としては、各分野において様々課題がある中で、他自治体で実践されているような今すぐできること、将来に渡って解決に努力すべきことなどが、整理できたと思う。日本国憲法の原則に照らして、また、国際比較の中で、政治政策がどうなっているかという視点でみることが重要だと改めて感じた。

日程・内容：

2月13日（月）

○講義①「2017年度国家予算と地方財政の課題」

講師：川瀬光義氏（京都府立大学教授）

・ 「財政は政治の鏡」

一般報償性原理により無償または格安でサービスを提供するのが行政の仕事。人々は政府・自治体への信頼により租税支払いに応じる。信頼は個人の努力では解決できない課題（災害、子育て、教育、病気、介護、失業など）に直面したときに役に立つかどうかで試される。現政権への信頼性正当性の低下＝低投票率、消費税増税しても生活が良くならない、異常な国債買い入れ、過渡の対米従属・沖縄差別。

・ 軍事国家並みの防衛予算

・ 2017年度予算の注目点

税収が増えない中で外国為替資金特別会計の剰余金など「埋蔵金」頼みのつじつま合わせの予算である。毎年補正予算での景気対策もあり赤字が拡大する傾向。社会保障費や地方交付税など縮小の一方、防衛費は特別扱いで増加し2年連続5兆円超（思いやり予算は別枠）。安全保障技術研究推進制度（一方で大学運営の基礎的経費は縮小）、再編関連特別地域支援事業補助金（名護市の3地域だけを対象に交付される）の突出。

・ 「成果主義」に動員される自治体

歳出の抑制、地方公務員の減少は限界。非正規職員が増加。地方財政は、地方が標準的な行政サービスを行うための経費を計上したものであり、その財源確保は国の責務（地方交付税法第6条の3第2項）であるにも関わらず、その責任を果たさない事態が40年間も続いている。

・ 財政を再建するとは

収支のつじつま合わせではない。財政を良くする王道は、住民の信頼を獲得して税収を増やすこと。福祉・教育など基礎的サービスの充実が第一歩。国の成果主義的要請をかわしながら交付税獲得には努力する。

○講義②「介護保険『改革』に自治体はどう向き合うか」

講師：石川満氏（元日本福祉大学教授）

- ・「地域包括ケア」の確立が叫ばれる一方、それを取り巻く状況は相当に厳しい。
- ・それぞれの地域・市町村で、利用者・住民の地域生活を守るために地道な実践を積み上げていく以外に方法はない。
- ・市町村行政と市町村社協、自治体議会、介護保障関係者の役割が重要。  
市町村の財政責任の明確化（予算像・人員増）、生活水準や介護保証水準の低下を許さない取り組みが必要。調査・提言など議会の役割も重要。住民の活動やNPOに対する行政の援助、国の財政支援の拡充なども必要。
- ・地域の高齢者・障害者等の生活実態を明らかにする調査活動や提言、専門家による提言、行政の公的責任を問う様々な住民要求運動などを重視する。
- ・抜本的な改革の必要性
  - ① 介護保障に関する税原理の強化（保険財政ではなく税源措置）：非課税世帯等への保険料・利用料／地域包括支援センターの運営経費／地域支援事業／居宅介護支援事業／介護保険以外の地域づくり・健康づくり・移動保障等／介護従事者待遇改善＊一般会計の大半は社会保障費というくらいの覚悟が必要
  - ② 必要なサービス水準の保障：要介護認定のあり方の再検討／支給限度額をなくし必要な給付を提供

○被災地からの報告「原発被害者・避難者が置かれた現状と子どもに対するいじめ」

報告者：鴨下祐也氏（福島原発被害東京訴訟原告団団長）

- ・原発事故当時、福島工専在職、いわき市（福島第2原発から約40キロ）在住。事故後、自宅周辺の放射物質（セシウム）の線量調査を独自に行い、妻子の自主避難を経て自らも東京都内に自主避難。
- ・自宅は事故後24万Bq/m<sup>2</sup>、数日前でも12万Bq/m<sup>2</sup>だった。工専は4万Bq/m<sup>2</sup>でも学校再開した。
- ・避難区域に指定されていない、いわき市や郡山市でも小児の甲状腺がんが多発している。
- ・原発に近い避難指定区域からいわき市に避難している人も多く、被害者間の分断の問題も起こっている。
- ・現在の問題：被害補償の財源問題（電力会社に負担させるべき、電気料金には賦課させない）／避難者いじめの問題／避難住宅打ち切り問題

2月14日（火）

○講義③「子どもの成長・発達と『小中一貫教育』『学校統廃合』」

講師：荒井文昭氏（首都大学東京教授）

- ・小中一貫教育などを導入する自治体の動向
- ・総務省による公共施設等総合管理計画策定の要請、文科省による学校適正規模新基準の通知、学校教育法改正などの政策により、学校・図書館・公民館の統廃合が進行中。
- ・2007年財務省財政制度等審議会答申「平成20年度予算編成の基本的考え方について」において、学校規模の適正化について小規模校の統合・再編の推進、教育にかかるコスト縮減という提言が出されたことが、議論の出発点となっている。
- ・初等教育・中等教育・高等教育のあり方の変化が求められているが、世界中で蓄積された教育学や発達心理学などの知見により確立してきた考え方や制度との整合性に問題はないのか。
- ・2015年5月の衆議院文部科学委員会付帯決議が重要：「小学校及び中学校は児童生徒に対する教育施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に伴い、安易に学校統廃合を行わないよう留意すること」
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働本部実施校の8割が準備不足で開始し教職員の多忙化を生んでいる。2割は実際に地域との連携ができるようになり教職員の負担が結果的に軽減。
- ・教育委員会制度改革：「予算の決定権限は首長・議会、教育の制度や内容についての権限は教育長・教育委員会」という原則は変わらず。
- ・基本的人権としての教育（憲法第26条）教育基本法改正以降、教育の目的・眼目が「人材育成」に置かれる傾向が強くなっている。

○グループワーク「介護・保育・教育一自治体の取組みを学び合う」

- 「教育」グループに参加

- ・小中学校の統廃合、小中一貫校について：岡山県笠岡市では市長が小中一貫校化方針打ち出すも、住民の強い反対にあってる。長野県上田市では市町村合併した10年前から小学校統廃合が検討されているが住民の反対が大きく、計画は進んでいない。岡山県新庄市ではすべての小中学校を小中一貫校ないし義務教育学校にしていく方針で、現在800人規模の小中一貫校化を計画中。
- ・新潟県燕市：小中学生への英語教室（希望者対象）
- ・埼玉県日高市：IT機器導入による自宅学習システム
- ・長野県上田市：高校生を対象とした給付型奨学金

○グループワーク意見発表

## ○講義④「子どもの貧困と幼児政策の課題」

講師：池上洋通氏（「議員の学校」校長・自治体問題研究所理事）

### I. 子どもの権利と貧困

- ・「子どもの貧困」についての認識とその現実
- ・貧困の基礎的な理解：資本論から考える貧困の考え方／貧困の指標・原因／相対的貧困／賃金格差（産業別・性別・学歴別・雇用形態別・企業規模別）／国際的な権利と貧困認識の発展
- ・基本的人権の原則と子どもの権利への根本的な認識  
憲法の定める政府・行政の任務－恒久平和・基本的人権の実現  
個人の権利としての子どもの主体的な成長
- ・「子どもの貧困」－対策・制度と問題点  
子どもの貧困対策法／生活困窮者自立支援法  
問題点：生活現場的視点と市町村の現場における政治・行政的権限が弱い／住民自治、子どもの参加の視点が弱い／NPOなどとの連携意識が弱い／すべての子どもの権利保障の視点が弱く、「貧救政策」になっている
- ・沖縄では子どもの貧困実態調査が行われた。
- ・学習支援→「学力向上」という目的で完結し、学習の内容は問われていない。本来は学校教育、授業の中でするべき。教員一人が持つ児童生徒の数を減らす必要がある。イタリアは20人学級。
- ・社会問題：学習塾や部活は子どもから地域生活を奪っている。いじめ・犯罪の背景や原因を探り加害者への対応をする必要がある。

### II 幼児政策の課題

- ・幼児政策の基本：命の尊さに向き合う（乳児死亡率・新生児死亡率）／乳幼児も権利主体者である／保育の実践から（乳幼児を主体者として保育するとは）
- ・政策的課題：「自助・共助・公助」論（=憲法違反）の克服／子どもが主体的に参加できる場の創設・保障（子ども議会・子ども会議など条例化も）／「相模原事件」が提起したこと／専門職制の確立、待遇改善／住民の権利思想の確立／「孤立的社会」からの転換／貧困・差別・格差をなくす運動の連帯／「すべての子ども（個人・市民・国民）に権利を保障する」政策理念の確立→貧救中心主義からの転換（教育無償もすべての子どもに）

## ○全体にわたる質疑応答

以上